

平成 2 2 年度宝くじ文化公演実施要綱

1. 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他文化事業を全国各地で開催することにより、地方文化の振興に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的として、本事業を実施する。

2. 実施方法及び内容

(1) 事業の名称

この事業の名称は「宝くじ文化公演」という。

(2) 開催地

開催地は、同一内容の 1 事業につき各都道府県内 2 市町村とし、実施を希望する都道府県との協議により、自治総合センターが決定するものとする。

(3) 主催者

主催者は、開催地となる地方公共団体（都道府県及び市町村）及び自治総合センターとする。ただし、事業の実質的な実施主体である財団法人及び会場となる文化施設等を管理する財団法人に限り、これを主催者に加えることができるものとする。

(4) 実施時期

平成 2 2 年度においては、平成 2 2 年 4 月から平成 2 3 年 3 月までの間に開催するものとする。各都道府県における 1 事業は、原則として、2 市町村各 1 日の連続する 2 日間で実施するものとする。

(5) 会場

2 つの会場の規模（収容人員、舞台面積等）が概ね同程度である公立の文化施設等とする。

(6) 事業の内容

本事業において実施する内容は、次に掲げるものとし、自治総合センター及び主催者となる地方公共団体とが協議して決定するものとする。

- ア 交響楽団等による演奏会
- イ 演劇（ミュージカル等を含む）
- ウ 演奏家等によるリサイタル
- エ 落語・漫才・奇術等
- オ 文化講演会

3. 経費

本事業の実施に要する経費の負担区分は、概ね次のとおりとする。

(1) 自治総合センターが負担する主な経費

- ア 出演料（旅費、宿泊費等を含む）
- イ 特殊音響、特殊照明経費
- ウ 著作権使用料
- エ ポスター、チラシ、プログラム、入場券等作成費
- オ 入場券売捌手数料（売捌率 7 0 % までの額）

(2) 主催者となる地方公共団体が負担する主な経費

- ア 会場使用料
- イ 音響、照明を含む会場の設備、備品使用料
- ウ 会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む）
- エ ケータリング費用
- オ 花束代
- カ ピアノ調律料
- キ ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供する）
- ク 新聞、広報誌等への広報宣伝費

4. 入場者の確保

- (1) 主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めるものとする。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知宣伝及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図るものとする。
- (2) 入場者は会場となる施設収容人員の80%以上を確保するよう努めるものとする。

5. 入場料金

- (1) 入場料金は、1事業につき各都道府県内同一料金に設定するものとし、自治総合センター及び主催者となる地方公共団体とが協議の上、定めるものとする。
- (2) 金額は、補助金、助成金等を受けて実施する公演を除く、いわゆる通常公演の入場料金の1/2程度の額を基準として定めるものとする。ただし、文化講演会については、原則入場無料とする。
- (3) 入場料収入は自治総合センターに帰属するものとする。ただし、入場券売捌率が70%を超えた場合には、超えた部分の入場料収入を開催地の収入とすることができる。
- (4) 入場券売捌手数料は、外部の前売所（プレイガイド）やオンラインチケット販売会社を活用する場合のみ、設定できるものとする。

6. 宝くじの普及広報

本事業は、宝くじの普及広報を目的としていることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知宣伝に際し、印刷物等宣伝媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの普及広報に努めるものとする。特に、市町村の発行する広報誌については、複数号に掲載するものとする。